

農業委員会委員の選挙人名簿の登載 選挙権と被選挙権を得るには申請が必要です

農業委員の選挙権と被選挙権を得るには、資格要件を満たす方で農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を提出し、選挙人名簿に登録される必要があります。

申請をしないと選挙資格を有していても選挙人名簿に登録されず、選挙の投票などができません。

この申請書は、毎年12月に各地区の農家組合長を通じて配布していますが、農家組合に加入していない等により、お手元に届かない場合があります。申請書の個別発送もしますので、農業委員会事務局までお問い合わせください。

選挙資格要件

平成27年1月1日現在、町内に住所を有し、満20歳以上(平成7年4月1日以前に生まれた方)で、次のいずれかに該当する方です。

① 10a以上の農地につき耕作の業務を営む方

② ①の同居の親族、または配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事している方

③ 10a以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員、または株主で年間おおむね60日以上耕作に従事している方

申請書提出先

農業委員会事務局

登載申請書提出期限

平成27年1月10日(土)

◆提出・問い合わせ

農業委員会事務局

☎(84)1242



商工会伝言板

～経営を見直しませんか～

『もうかるしくみを見つける』セミナー開催

経営を見直し、もうかる経営体質への改善策を見つけていくためのセミナーを開催しますので、ご参加ください。

とき 10月28日(火)、11月6日(木)
午後6時30分～8時30分

ところ 町民会館2階 学習室

講座 ～経営を見直しませんか～

『もうかるしくみを見つける』セミナー

講師 中小企業診断士 野々上 寛氏

費用 無料

◆問い合わせ

商工会 ☎82-0434

消費生活 なび

NO.55

消費生活相談窓口って どんなところ？

消費生活相談窓口は、消費者のための相談業務を行う機関です。

悪質商法による被害や商品事故による苦情などの消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供や、必要に応じてあっせん等を行うこともあります。

また、パンフレットや資料の発行、講座の開催などの普及啓発活動を行っています。

「もっと詳しく知りたい。」「消費生活相談になるのかわからない。」「どこへ相談に行ったらよいのかわからない。」など、小さな疑問点でも構いませんので、一度来所されてみませんか。

消費生活相談室は、役場東側玄関ロビーです。電話でも受付していますので、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ 消費生活相談室 ☎84-1233

※おかけ間違いのないようにお願いします。

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班
☎(84)1217

この週間には県下一斉公開パトロールが実施されます。

建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物の敷地や構造などに関する様々な基準を定めています。建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。

また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談するなど、点検をお願いします。

違反建築物防止週間

10月15日(水)～

21日(火)